

監 査 報 告 書

学校法人 昇龍学園
理事長 寺澤 延久 殿

令和7年 5 月 14 日

監事 近藤道晴 

監事 鈴井 浩二 

私たちは、学校法人昇龍学園の監事として、私立学校法第37条第4項に基づいて同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における計画書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに付属明細書）及び理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準（文部科学省第18号）準拠しており、学校法人昇龍学園の令和7年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。